

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月31日
【事業年度】	第29期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社ラウンドワン
【英訳名】	ROUND ONE Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉野 公彦
【本店の所在の場所】	堺市堺区戎島町4丁45番地1 堺駅前ポルトスセンタービル
【電話番号】	072-224-5115（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 西村 孝之
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区戎島町4丁45番地1 堺駅前ポルトスセンタービル
【電話番号】	072-224-5115（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 西村 孝之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月29日に提出いたしました第29期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等

(2) 新株予約権等の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____で表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(訂正前)

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	<u>2,497,000,000</u>
計	<u>2,497,000,000</u>

(訂正後)

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	<u>249,700,000</u>
計	<u>249,700,000</u>

(2) 【新株予約権等の状況】

(訂正前)

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成21年3月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)		7,200
新株予約権の数		180個 第1回債 45個 第2回債 45個 第3回債 45個 第4回債 45個
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の株		本新株予約権の目的である株式の数は、行使請求された本新株予約権に係る本社債の発行価格の総額を下記に記載の転換価格で除した数とする。
新株予約権の行使時の払込金額		本新株予約権と引き換えに金銭の払込は要しない。
新株予約権の行使期間		第1回債 自 平成21年4月14日 至 平成21年7月10日 第2回債 自 平成21年4月14日 至 平成21年9月28日 第3回債 自 平成21年4月14日 至 平成21年12月28日 第4回債 自 平成21年4月14日 至 平成22年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件		各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできない。

(訂正後)

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成21年3月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)		7,200
新株予約権の数		180個 第1回債 45個 第2回債 45個 第3回債 45個 第4回債 45個
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の株		<p>本新株予約権の目的である株式の数は、行使請求された本新株予約権に係る本社債の発行価額の総額を以下に記載の転換価額で除した数とする。</p> <p><u>転換価額</u> 各回債の当初転換価額 820円 各回債の下限転換価額 342円</p> <p><u>転換価額の調整</u> 各回債毎に定められた期間のいずれかの10連続取引日にわたり、当社普通株式終値が下限転換価額である342円を下回った場合、当342円を下限として「各本新株予約権付社債の額面金額相当額を額面当たりのVWAPによる平均転換株式数で除して得られる値の92%に相当する金額」に修正される。なお、本新株予約権の転換価額・下限転換価額は、株式分割が実施された場合など特定の場合に、本新株予約権付社債の要項に従い、下記のとおり調整されることがある。</p> <p><u>調整後転換価額 = 調整前転換価額 × (既発行株式数 + 発行または処分株式数 × 1株当たり発行または処分価額 ÷ 時価) ÷ (既発行株式数 + 発行・処分株式数)</u></p>
新株予約権の行使時の払込金額		本新株予約権と引き換えに金銭の払込は要しない。
新株予約権の行使期間		<p>第1回債 自 平成21年4月14日 至 平成21年7月10日</p> <p>第2回債 自 平成21年4月14日 至 平成21年9月28日</p> <p>第3回債 自 平成21年4月14日 至 平成21年12月28日</p> <p>第4回債 自 平成21年4月14日 至 平成22年3月29日</p>

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件		各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできない。